令和７年４月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料３－２

内閣府説明資料

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

●自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。 ●医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、こども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報はこちらから →

被害者を支える地域のネットワーク

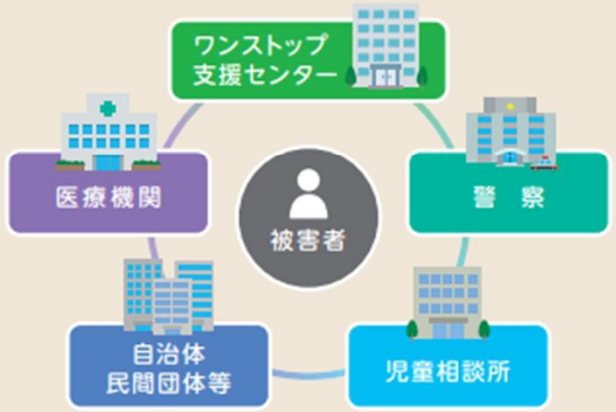

ワンストップ支援センターができること

ご本人の意思を尊重し、右記の支援を行います

相 談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

配偶者暴力相談支援センターについて

配偶者暴力相談支援センター

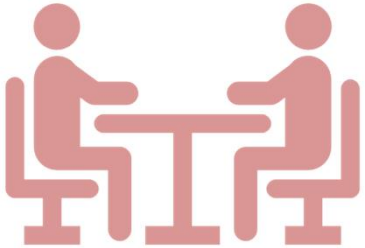

配偶者暴力相談支援センターでは、以下の業務を行っている。

① 相談又は相談機関の紹介
② カウンセリング
③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

（ ※ 実際に行っている業務はセンターにより異なります。）

〇都道府県： 女性相談支援センターその他の適切な施設においてセンターの機能を果たすようにする。
市町村 ： 適切な施設においてセンターの機能を果たすようにするよう努める。
（福祉事務所、男女共同参画センター等）

〇全国では、**３１７か所**（令和６年１２月現在）
うち、都道府県 １７１か所
市町村 １４６か所

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】
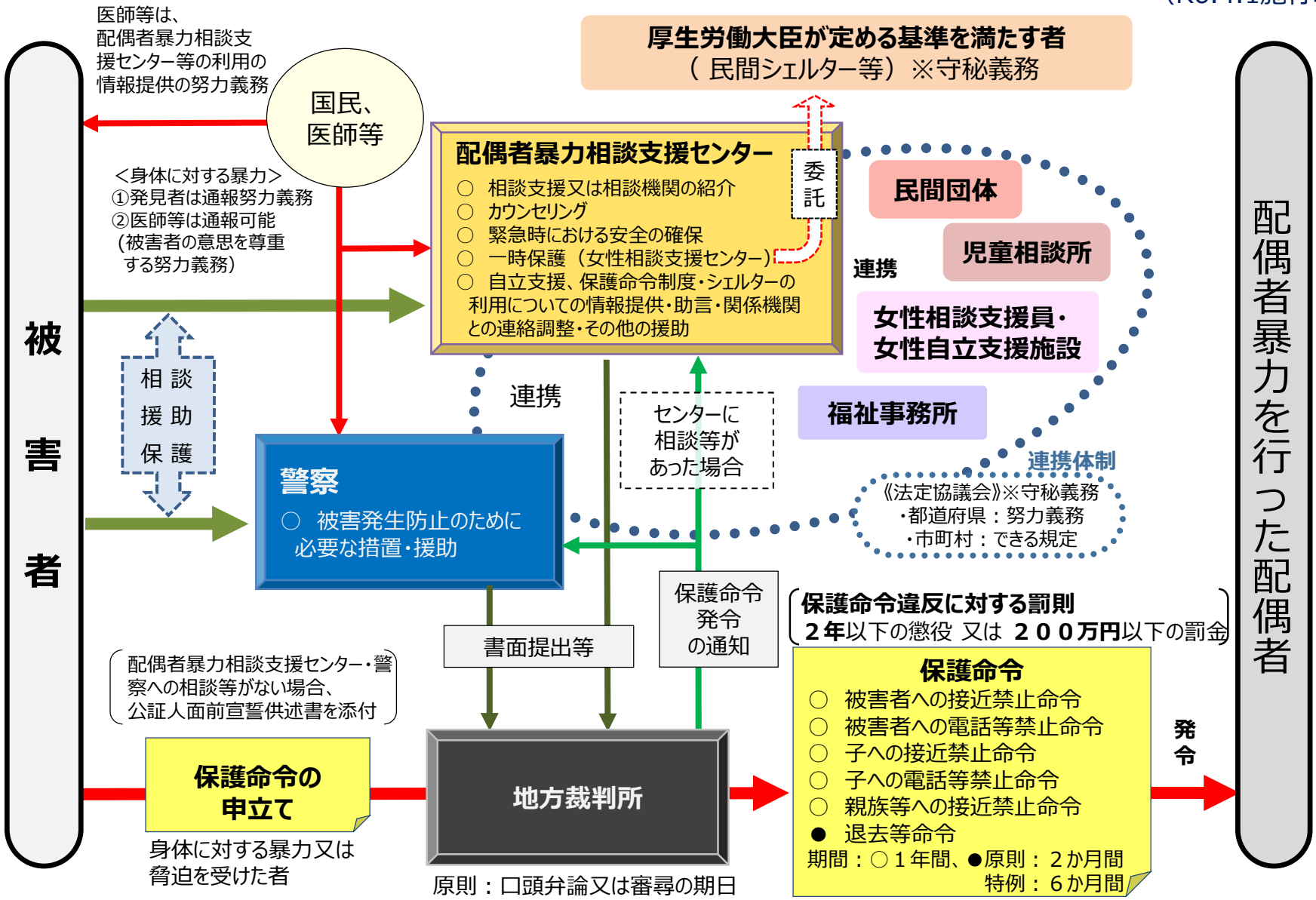
（R6.4.1施行時点）